

## 令和4年第1回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年1月6日（木）午後2時00分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、可児 博恭、 玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	若尾 英夫
事務局	事務局長 高井美樹、課長 杉山尚示、係長 金澤 貴、再任用職員 前田 晃
議案	第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第5号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対す る決定について 第7号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する 意見について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、6番若尾英夫委員から欠席届が提出されておりますので、13 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和4年第1回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、12番栗本京治委員、13番樋口孝男委員の両名を指名します。

議長 続きまして、日程第2、議案1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

なお、受付番号6番の案件は、取り下げとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転4件と贈与による所有権移転1件の合計5件です。受付番号1番は、土田の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。土田地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、坂戸の方と坂戸の方との間における売買による所有権移転です。坂戸地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、横浜市鶴見区の方と今の方との間における贈与による所有権移転です。今地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

譲渡人は遠方に居住しており、申請地の管理が困難なため、叔父である譲受人が贈与により取得することになったとのことです。

受付番号4番は、岐阜市の方と大森の方との間における売買による所有権移転です。大森地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

受付番号5番は、二野の方と二野の方との間における売買による所有権移転です。二野地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

佐橋委員 推進委員2番の佐橋が受付番号1番について報告します。

受付番号1番は、とうのう病院の西にある割田の農地を、隣接者が取得して耕作される申請で、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、坂戸をお願いします。

可児委員 農業委員7番の可児が受付番号2番について報告します。

受付番号2番は、坂戸地内の農地で、隣接地で5条申請が提出されており、不要な農地を隣接者が取得して耕作されるとのことで、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、今をお願いします。

玉木委員 農業委員8番の玉木が受付番号3番について報告します。

譲渡人は相続により申請地を取得したが、遠方で管理できないため、現在も管理している叔父である譲受人に贈与する申請です。農地として管理されており、問題ないと思いま

す。

議 長 受付番号4番、大森お願いします。

奥村(松)委員 推進委員7番の奥村が受付番号4番について報告します。  
譲渡人は相続により申請地を取得したが、遠方で管理できないでいた。譲受人は隣接地に農地があり、農地として管理される予定で、問題ないと思います。

議 長 受付番号5番、二野お願いします。

奥村(武)委員 農業委員9番の奥村が受付番号5番について報告します。  
譲渡人は相続により申請地を取得したが、管理できないでいた。譲受人は隣接地に農地があり、農地として管理される予定で、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

事 務 局 受付番号2番は、本日欠席の若尾委員より地元委員として、問題ないと連絡がありましたので、報告します。

奥村(武)委員 受付番号5番の案件で、今回は息子が譲受人として取得するが、3反要件は、世帯で判断するのか。

事 務 局 3反要件については、世帯で判断します。

議 長 他に、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見なしの声あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。  
それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。  
今日は、1件の申請です。  
受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、共同住宅1棟を建築するとのことでした。  
立地基準判定は、第3種農地となります。  
その他、一般基準判定等については資料のとおりです。  
周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことでした。  
以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がりましたが、地元委員からの発言を求めます。  
受付番号1番、下恵土お願いします。

中 村 委 員 農業委員 3 番の中村から現地確認の報告をします。

下恵土沢渡地内の土地改良エリア内にある農地で、西側道路に上下水道ともに整備されており、土地改良区の同意書もあり、農業用水、排水に影響なく、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 2 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号 11 番の案件は、書類不備のため審議見送りとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 4、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

今回の申請の内訳は、売買による所有権移転 9 件、使用貸借権の設定 2 件の合計 11 件です。

受付番号 1 番は、下恵土の方と徳野南の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号 2 番は、下恵土の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、2 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号 3 番は、土田の方と下恵土の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成 18 年 4 月頃から住宅を建築して使用していたため、始末書が提出されています。

また、既に既存住宅を解体し、新築住宅の基礎工事を行っているため、許可が下りるまで工事を中止するよう指示しています。

受付番号 4 番は、名古屋市中川区の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して 7 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

都市計画法の開発協議申請済みです。

道路西側の申請地は、道路東側の申請地の南西の区画と一体で販売するとのことです。

なお、東側の申請地内にある倉庫は、平成 21 年 3 月 19 日に農業用施設の届出済みです。

受付番号 5 番は、下恵土の方と大森の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、4 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

申請地南西にある携帯基地局は、契約期間満了後に撤去予定です。

受付番号 6 番は、坂戸の方外 2 名と下呂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、隣接地を一体利用して 10 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

都市計画法の開発許可申請済みです。

受付番号 7 番は、各務原市の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、3 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号8番は、塩の方と愛知県春日井市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和61年11月頃から一部に倉庫を設置して利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号9番は、愛知県犬山市の方外1名と下呂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接地を一体利用して6棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

開発協議の対象案件となり、都市計画法の申請済みです。

受付番号10番は、多治見市の方と愛知県扶桑町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で隣接地を一体利用して資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

申請地に砕石が敷かれているため、始末書を提供するよう指示しています。

受付番号11番は、書類不備のため審議見送りです。

受付番号12番は、多治見市の方と東京都新宿区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、下恵土お願いします。

中村委員 農業委員3番の中村が受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号1番の案件は、今渡南小学校近くのスポートクラブ施設に隣接する農地で、土地改良の施工エリアで、土地改良区の同意書もあり、農業用施設への影響も無いため、問

題ないと思います。

受付番号2番の案件は、アーラの南、国道248号線西の自動車販売店近く農地です。土地改良の施工エリア内で、土地改良区の同意書もあり、隣接農地にはコンクリートブロック壁を設置され、農業用施設への影響も無いため、転用に関しては、問題ないと思います。

議長 受付番号3番から5番、土田お願いします。

小林委員 農業委員4番の小林が受付番号3番、4番の案件について報告します。

受付番号3番は、事務局から説明がありましたが、事前着手していた為、工事を中止させ、始末書を提出させています。

周辺は住宅敷地で、転用に関しては、問題ないと思います。

受付番号4番は、住宅と隣接する農地を一体利用して分譲住宅7棟を建築する申請です。周囲にコンクリートブロック壁を設置され、周辺農地への被害防除をされるため、問題ないと思います。

佐橋委員 推進委員2番の佐橋が受付番号5番の案件について報告します。

周囲を大手事業者の資材置場、道路、住宅に囲まれた農地で、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。

議長 受付番号6番から8番、坂戸、塩お願いします。

可児委員 農業委員7番の可児が受付番号6番の案件について報告します。

受付番号6番の案件は、坂戸、可児高校近くの農地で、現在は耕作放棄地となっています。接道が通学路となっていますが、都市計画法の開発協議が必要な案件で、詳細な協議がなされるため、問題ないと思います。

奥村(廣)委員 推進委員4番の奥村が受付番号7番、8番の案件について報告します。

受付番号7番の案件は、塩交差点の南の農地で、栗畑として利用されており、道路と周囲は耕作されていない農地のため、問題ないと思います。

受付番号8番の案件は、塩打越地区の住宅が立ち並ぶ地域で、父の住宅に隣接して息子が住宅を建築される申請です。一部に倉庫が建設されており始末書が提出されていますが、周囲に農地は無く、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

議長 受付番号9番、矢戸お願いします。

奥村(廣)委員 推進委員4番の奥村が引き続き、受付番号9番の案件について報告します。

受付番号9番の案件は、矢戸地内の栗畑の農地と隣接する竹藪を一体利用して分譲住宅6棟を建設する申請です。開発協議が必要な案件となり、事業者が10月23日に地元説明会を開催して、詳細説明を行い、地元要望を聞いています。地元要望については、開発協議に反映され事業を実施されると思いますし、周囲に農地も無いことから、転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号10番、下切お願いします。

飯田委員 推進委員5番の飯田が受付番号10番の案件について報告します。

受付番号10番の案件は、農地の一部に碎石を入れて使用していた為、始末書の提出を指示して提出されました。周囲に農地は無く、傾斜地で転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号12番、広見お願いします。

樋口委員	農業委員13番の樋口が受付番号12番の案件について報告します。 受付番号12番は、広見の区画整理地内の農地です。区画整理事業により上下水道、道路側溝等整備されており問題ないと思います。ただ、隣接に農地があるため、雨水対策だけはしっかりとお願いしたい。
議長	只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【意見・質疑なし】
議長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第3号は原案のとおり、許可相当として、市に進達することに決しました。
議長	続きまして、日程第5、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第5、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。 今月の申請は、事業計画の変更1件です。 受付番号1番、瀬田の法人が、計画の変更で事業計画変更の承認を求めるものです。 転用事業者は、瀬田地内で、飲食店の建築を中止して店舗を建築するとのこと。立地基準判定は、第2種農地です。 許可済みの事業計画を一部変更するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、2m以上の緑地帯を設けるとのことです。 開発協議が必要な案件で、都市計画法の申請済みです。 転用事業者は、当初計画では飲食店スペースを設ける予定であったが、新型コロナウイルスの影響で経済状況が変化したため、飲食店スペースを除いて自動車販売店を建築したいとのこと。令和3年5月28日付け5条許可済みです。 以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。
議長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号1番、瀬田お願いします。
奥村(榮)委員	推進委員8番の奥村が受付番号1番の案件について報告します。 受付番号1番の案件は、瀬田地内の土地で、当初計画では飲食店スペースを設ける予定であったが、経済状況が変化したため、飲食店スペースを除いて自動車販売店を建築せれるとのこと。令和3年5月28日付け5条許可済みで、周囲の農地への影響も無く、



問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見、質疑なし】  
意見もないようですのでお諮りいたします。  
議長 議案第4号について、原案のとおり承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】  
議長 異議ないものと認め、議案第4号は原案のとおり承認相当として、市に進達することになりました。

議長 続きまして、日程第6、議案第5号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。  
日程第6、議案第5号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。  
今月の申請は、3件です。  
受付番号1番、西帷子の方が所有する西帷子地内の畑です。  
当該農地は、昭和57年頃まで耕作していましたが、昭和60年に山林原野化し、現在に至るとのことです。  
この申請は、名古屋市天白区の成年後見人の申請となっています。  
受付番号2番、各務原市の方が所有する塩地内の畑です。  
当該農地は、昭和48年4月頃まで耕作していましたが、昭和48年4月頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。  
受付番号3番、美濃加茂市の方が所有する塩河地内の畑です。  
当該農地は、昭和48年頃まで耕作していましたが、昭和50年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。

奥村(久)委員 受付番号1番、西帷子お願いします。  
農業委員5番、奥村が報告します。  
受付番号1番は、鳩吹台近くの農地で、接道がなく、耕作ができない農地で山林原野化しており、非農地として問題ないと思います。

議長 受付番号2番、塩お願いします。  
奥村(廣)委員 推進委員4番、奥村が報告します。  
受付番号2番は、道路から1.5mブロックが積まれた上にある農地で隣接地は杉林で、幅も無く、山林原野化しており、非農地として問題ないと思います。

議長 受付番号3番、塩河お願いします。  
可児委員 農業委員7番、可児が報告します。  
受付番号3番は、山林、竹藪となっており、非農地として問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

委員 長 【質疑なしの声多数】  
ご意見もないようですのでお諮りいたします。  
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】  
異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 続きます。日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。  
はじめに、受付番号1番から4番の案件は、農業委員4番の小林司朗委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与に制限により審議に加わることができないため、退席を求めます。  
(小林司朗委員退席)  
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。  
今月の申請は、10件です。  
受付番号1番から4番は同一借受人となります。  
長洞の方外3名と土田の法人との間での新規と再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。  
長洞、塩河、久々利地内の該当農地について、令和7年1月までの3年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【意見・質疑なし】  
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
議案第6号、受付番号1番から4番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】  
異議ないものと認め、議案第6号、受付番号1番から4番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。  
それでは、小林司朗委員の議事参加を認めます。  
(小林司朗委員の着席を確認)

議 長 引き続き、議案第6号を議題といたします。  
受付番号5番から10番、事務局に説明を求めます。

事務局 受付番号5番から10番は同一借受人となります。  
矢戸の方外5名と塩河の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定と解除条件付貸借権の設定です。  
矢戸、長洞、塩河地内の該当農地について、令和9年1月までの5年間、利用集積を図る

議 長 ものです。  
 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

奥村(廣)委員 借受人は新規に設立された法人で、順次事業を拡大して進められています。  
 今年も、サツマイモや一部水稲を作付けされて耕作されています。  
 今回の農地も受付番号5番、6番は不耕作地であるが、耕作、管理されればありがたい。  
 受付番号7番は栗畑で、栗部会にも参加して剪定講習会へも参加される予定で、管理をしていただければ、ありがたい。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。  
 委 員 【意見・質疑なし】  
 事 務 局 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
 議案第6号、受付番号5番から10番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】  
 議 長 異議ないものと認め、議案第6号、受付番号5番から10番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議 長 続きまして、日程第8、議案第7号、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見についてを議題といたします。  
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第8、議案第7号、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案について説明します。  
 令和3年12月1日付けで岐阜地方法務局美濃加茂支局より、1件1筆の時効取得の登記申請があった旨の通知がありました。これを受け、現地の確認及び関係者への聞き取りを行い、事情を調査しました。  
 土地の概要、その他詳細については、資料のとおりです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。  
 奥村(廣)委員 受付番号1番、室原をお願いします。  
 推進委員4番、奥村が報告します。  
 要件を満たしており、両者が納得されており問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

樋口委員 時効取得で農地を取得するときは、3反要件は該当しないのか。  
 事務局 時効所得は、相続等での取得と同じで、3反要件には該当しません。

議 長 他にご意見、ご質問等はございませんか。  
 委 員 【意見・質疑なし】  
 議 長 ご意見も無いようですので、お諮りいたします。  
 議案第7号について、取得時効完成の要件を具備するものとして、原案のとおり市に報告することに、ご異議ございませんか。

委員	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第7号は、取得時効完成の要件を具備するものとして、原案のとおり市に報告することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。</p> <p>はじめに、農地の適正管理の12月指導分について報告します。</p> <p>別添資料1をご覧ください。(件数2件)</p> <p>12月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。</p> <p>農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。</p> <p>次に農業用施設の届出の12月届出分についてです。</p> <p>添付資料2をご覧ください。(件数2件)</p> <p>続きまして、12月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。</p> <p>今回は、8件の相続に伴う届出があり、田は18筆、面積10,004.00㎡、畑は19筆、面積2,427.95㎡で、田と畑の合計は37筆で、面積は12,431.95㎡でした。</p> <p>それでは、今後の日程について説明します。</p> <p>次回の現地確認は1月27日の木曜日を予定しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。</p> <p>また、令和4年第2回農業委員会総会は、令和4年2月2日水曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。</p> <p>その他として、市が行う転用事業の説明、手帳の交付、活動記録簿(新様式)の交付 市が行う転用事業の説明(東帷子地内)の説明 新しい活動記録簿の記入方法について説明</p>
議長	<p>これもちまして、令和4年第1回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。</p> <p>委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。</p>